

★12月のお知らせ★

事業主の
みなさまへ

令和3年1月1日～

子の看護休暇・介護休暇が時間単位で取得可能になります！



育児や介護を行う労働者が、子や親の通院等で短時間の休暇の取得を希望する際に、柔軟に休暇を取得することができるようになります。

<改正前>

- ・半日単位での取得が可能
- ・1日の所定労働時間が4時間以下の労働者は取得できない



<改正後>

- ・時間単位での取得が可能
- ・全ての労働者が取得できる

◆「時間」とは1時間の整数倍の時間をいいます。

労働者からの申し出に応じて、希望する時間数で取得できるようにしてください。

時間単位での取得の場合、時間数の合計が1日の所定労働時間数になるごとに「1日分」の休暇を取得したものと扱います。

◆法令で求められているのは、「中抜け」なしの時間単位休暇です。(原則)

(注)「中抜け」…就業時間の途中から時間単位の休暇を取得し、就業時間の途中に再び戻ることをいいます。

健康保険の被扶養者の範囲と収入の基準

被扶養者の範囲

被扶養者になれるのは、主として被保険者の収入で生計を維持している75歳未満(後期高齢者医療の被保険者とならない)の人で、次のように分けて条件をみます。

被保険者と同居・別居いずれでもよい人	被保険者と同居していることが条件の人
<ul style="list-style-type: none">・配偶者(内縁関係でもよい)・子、孫および兄弟姉妹・父母、祖父母などの直系尊属	<ul style="list-style-type: none">・伯叔父母、甥姪などその配偶者、孫・兄弟姉妹の配偶者、配偶者の父母や子など左記以外の3親等内の親族・内縁関係の配偶者の父母および子・内縁関係の配偶者死亡後の父母および子

被扶養者の収入の基準

被扶養者の収入の基準は、**年間の収入**で判断します。

- ・年間収入が130万円(被保険者になる家族が60歳以上または一定の障害者の場合は180万円)未満
- ・被保険者の年収の半分未満である

失業保険の受給中に被扶養者になる場合は…

基本手当の日額が3,612円未満であることが必要です。

【年間収入130万円÷360日(30日×12か月)】



★令和2年12月の営業土曜日は
以下のとおりです。



5日(土)	休
12日(土)	営業(税務・労務)
19日(土)	営業(税務・労務)
26日(土)	営業(税務・労務)

★ご質問、ご相談等はこちらまで…
トキワビジネス協同組合
埼玉社会保険労務事務所
寺山社会保険労務士事務所



TEL : 048 - 571 - 2231
FAX : 048 - 570 - 1929
URL : <http://www.terazei.com/>

年末年始の休業日 令和2年12月29日(火)～令和3年1月3日(日)